

岐阜女子大学における公的研究費の不正防止に関する規程

平成 26 年 11 月 10 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、岐阜女子大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において公的研究費とは、文部科学省及び他府省が所轄する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

- 2 前項に掲げる公的研究費以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

(責任と権限)

第 3 条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高責任者、統括管理責任者、部局責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について機関全体を総括する実質的な責任と権限を持つものとし、学長をもって充てる。
- (3) 部局責任者は、各部局における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、家政学部長、文化創造学部長、地域文化研究所長、文化情報研究センター長、南アジア研究センター長、食文化開発支援センター長、教育支援センター長、事務局長をもって充てる。
- (4) 最高責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第 3 条の 2 部局における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、部局責任者をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 部局における対策の実施、実施状況の確認及び統括管理責任者への報告
- (2) 不正使用の防止を図るため、教職員等に対するコンプライアンス教育の実施、コンプライアンス教育の受講状況の管理監督及び教職員等のコンプライアンス教育の理解度の把握

- (3) 教職員等が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等のモニタリング及び必要に応じた改善の指導
- 4 コンプライアンス推進責任者は、管理監督の実効的な責任と権限を持つ者として、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

(公的研究費等の事務管理運営)

- 第4条 最高管理責任者は、交付内定を受けた公的研究費申請等に関する事務を事務局に委任する。
- 2 公的研究費の事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受ける窓口を設置する。相談窓口は、財務部とする。
 - 3 財務部は、公的研究費の使用ルール等を研究者及び事務職員に対してわかりやすい形で周知する。
 - 4 財務部は、効率的かつ適正な予算執行管理を行うとともに、研究者に対して公的研究費等の使用に関する助言を行わなければならない。

(不正防止計画推進部署)

- 第5条 本学の公的研究費等を適正に運営・管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署として不正防止計画推進部署を置く。
- 2 部署には、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 部長会
 - (2) 理事長が指名する者
 - (3) 学長が指名する者
 - 3 部署は、不正防止計画の立案に当たり、次の各号に掲げる審議を行う。
 - (1) 公的研究費等の運営・管理に係る実態の把握と検証に関すること。
 - (2) 不正の発生要因に対する改善策を講ずること。
 - (3) 行動規範の策定等に関すること。
 - (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

(不正防止計画の遂行)

- 第5条の2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止計画を遂行する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の実施にあたり、教職員等の研究遂行に支障を及ぼすことのないように配慮しなければならない。
 - 3 前項において「研究遂行に支障を及ぼすこと」とは、競争的資金等の費目ごとに使用できる事項や費目の流用制限等の定めが当該競争的資金等の制度によって異なることから、画一的な取扱いを行い又は過剰な規制により競争的資金等の執行を遅らせることにより、研究の遂行に大きな影響を及ぼすことをいう。

(誓約書の提出)

- 第5条の3 教職員等は、コンプライアンス推進責任者からコンプライアンス教育実施時

(採用時、配置換等による業務の変更時等についてはその都度)に、本学の規則等を遵守し不正を行わないことを誓約した書面を提出することを求められた場合は、当該誓約書を提出しなければならない。

- 2 前項の誓約書の提出を拒否する場合は、競争的資金等の管理・執行に関わることができない。

(検収員)

第6条 検収員は、部局責任者の推薦に基づき、最高管理責任者が委嘱する。

- 2 前項の検収員は、教職員若しくは、これらに準ずる者から選任する。
- 3 検収員は、納品伝票(納品書)と現物を照合の上、納品伝票(納品書)に所定の検収印を押印するものとする。

(公益通報窓口及び秘密保持)

第7条 公的研究費等における被通報者の不正行為・不正使用に関する通報(告発含む。)に対応するため、受付窓口を設置し、内部監査室が担当する。

- 2 通報の方法は、電子メール、書面、電話、ファックス、面談の何れかによるものとする。
- 3 窓口担当は、調査の申し立てを受けたときは、最高管理責任者及び総括管理責任者へ報告するとともに、速やかに当該申し立てを受理した旨を、当該申し立て者(以下「通報者」という。)に通知するものとする。
- 4 窓口担当は、通報者が特定されないように適切な措置を講じるものとする。
- 5 最高管理責任者、総括管理責任者、窓口担当等の通報を知る立場にある者は、通報内容及び調査内容が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

(調査委員会)

第7条の2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総括管理責任者
- 二 総括管理責任者が指名する者 若干人
- 三 財務部長
- 2 前項第2号の委員には、弁護士、公認会計士等の資格を有し、本学に属さない第三者(以下「学外委員」という。)を含めなければならない。
- 3 学外委員は、本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査委員会に委員長を置き、総括管理責任者をもって充てる。

(調査結果の報告)

第7条の3 調査委員会は、調査の完了後、不正使用の有無、不正使用の内容、不正使用に関与した者、不正使用に関与した者の関与の程度及び不正使用の相当額等について認定し、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、調査委員会は、調査完了前に、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、当該事項を速やかに認定し、最高管理責任者及び当該競争的資金等の配分機関等に報告する。

(調査結果の通知)

第7条の4 統括管理責任者は、最終報告書(調査結果、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監督体制の状況及び再発防止計画等を含む。)を別紙様式により、通報等の受付から210日以内に、当該競争的資金等の配分機関等の長、通報者、被通報者(被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者を含む。以下この条において同じ。)及び被通報者が所属するコンプライアンス推進責任者に通知するものとし、被通報者に他機関に所属する者がある場合は、所属する当該他機関の長に通知するものとする。

- 2 前項の期限内に通知ができない場合は、当該調査の中間報告を当該競争的資金等の配分機関等に提出する。
- 3 前各項の規定にかかわらず、最終報告書の通知の遅延に合理的な理由がある場合は、当該競争的資金等の配分機関等と別途提出期限を設けることを協議する。
- 4 統括管理責任者は、調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する部局(他機関に所属する者であるときは、当該他機関)の長に通知する。

(監査制度)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費等の監査を行うため、内部監査部門を設置する。

2 内部監査部門には、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 内部監査室長
- (2) 理事長が指名する者
- (3) 学長が指名する者

3 内部監査部門は、公的研究費に関わるすべての監査を行うものとする。

4 内部監査部門は、監査内容に応じて、担当以外の教職員を指名し、専門的な意見を聴取することができる。

5 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する確認のほか、体制の不備の検証も行う。

6 内部監査部門は、監査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

7 最高管理責任者は、検査結果を不正防止計画推進部署において公表する。不正防止計画推進部署は、運営管理の見直しを行い、必要に応じて関係者に運営・管理の改善を指示するものとする。また、内部監査部門は、改善内容の周知確認も含め、監査を実施する。

8 内部監査部門は、学園の監事、公認会計士との連携を強化する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるほか、必要な事項は別に定める。

第10条 公的研究費以外の学園の経費についても、同様にこの規程に基づき執行するも

のとする。

附則

この規程は、平成19年11月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別紙様式第1（第5条の3関係）

平成 年 月 日

公的研究費の運営、管理、使用等に当たっての誓約書

岐阜女子大学

公的研究費最高管理責任者（理事長）殿

（自署）

私 _____ は、公的研究費の運営、管理、使用等に当たっては、当該研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、本学の規程等を遵守するとともに、不正を行わないことを誓います。また、規程等に違反して不正を行った場合は、本学又は公的研究費の配分機関の処分を受け及び法的な責任を負担することを誓約いたします。

（配分機関の長 殿）

岐阜女子大学学長

印

（競争的資金等の名称）の不正使用に関する調査報告について（通知）

平成 年度（競争的資金等の名称）において不正使用が行われたことが判明しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 経緯・概要

- ・発覚の時期及び契機（通報等の場合はその内容・時期等）
- ・調査に至った経緯等

2 調査

（1）調査体制

- ・調査委員会の構成

（2）調査内容

- ・調査期間
- ・調査対象
- ・調査方法
- ・調査委員会の開催日時・内容等

3 調査結果（不正使用の内容）

（1）不正使用の種別

（2）不正使用に関与した者（共謀者を含む。）

氏名（所属・職（※現職））	研究者番号

（3）不正使用が行われた研究課題（該当する研究課題分作成）

研究種目名：				
研究機関：				
研究課題名：				
研究代表者氏名（所属・職（※現職））・研究者番号				
交付決定額又は委託契約額（単位：円）				
平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職））・研究者番号）				

(4) 不正使用の具体的な内容 (可能な限り詳細に記載すること。)

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正使用により支出された競争的資金等の額及びその用途
- ・ 私的流用の有・無

(5) 調査を踏まえた本学としての結論と判断理由

(6) 不正使用により支出された競争的資金等の額

(該当する研究課題ごとに該当する年度分作成すること。)

平成 年度 (内訳)

(単位：円)

費目	交付決定額 又は 委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用額
物品費	—			
旅 費	—			
謝金等	—			
その他	—			
直接経費計				
間接経費				
合 計				

4 不正使用の発生要因と再発防止策 (当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。)

(1) 不正使用が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制

(2) 発生要因 (可能な限り詳細に記載すること。)

(3) 再発防止策

5 その他

6 添付書類一覧

※記入上の注意

- 1 「調査対象」は、対象者 (研究者・業者等)、対象経費 (物品費、旅費、謝金等、その他)、当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。
- 2 「調査方法」は、書面調査 (業者の売上げ元帳との突合等)、ヒアリング (研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り) 等。
- 3 「不正使用の種別」は、架空請求 (預け金、カラ出張、カラ雇用)、代替請求等。
- 4 「その他」は、関係者の処分、交付中又は委託契約中の競争的資金等の取扱い、刑事告発等の本学における当該事案への対応が決定次第、速やかに配分機関に報告すること。
- 5 「添付書類一覧」は、交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料 (証憑類等) 等。